**福 山 市 自 治 会 連 合 会 表 彰 規 程**

昭和５０年６月５日

（表彰）

1. 福山市自治会連合会（以下「この会」という。）は，住民の福祉増進のため自治会（町内会）活動を積極的に推進し，その業績が極めて顕著な自治会（町内会）長及び連合会長をこの規程により表彰する。

（基準）

1. この会の表彰は次の基準により，これを行う。ただし，同種の表彰は再

　びこれを行わない。

（１）単位自治会（町内会）長に通算１０年以上在任した者

（２）連合会長に通算５年以上在任した者

（在任期間）

1. 前条に規定する在任期間は満年をもって計算する。

ただし，１年に満たない端数は１年とする。

（表彰と時期）

1. 表彰は，表彰状と記念品を贈呈し，毎年１回行うものとする。

（推せん）

1. この表彰該当者の推せんは連合会長が文書をもって本会の会長に提出

するものとする。

附　　則

　この規程は，昭和５０年６月５日から実施する。

　　　附　　則

　この規程は，昭和５３年３月２８日から実施する。

　　　附　　則

　この規程は，昭和６１年１０月３０日から実施する。

　　　附　　則

　この規程は，平成１７年６月２日から実施する。

　附　　則

　この規程は，平成２２年６月１１日から実施する。